

和歌山市市産品登録申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住 所
名 称
代表者氏名

㊟

和歌山市市産品として登録を受けたいので、和歌山市市産品登録制度実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 事業者の情報

担当部署名	
担当部署所在地	
担当者名	
連絡先	電話： FAX： E-mail：
ホームページ	無 ・ 有 （有の場合はホームページアドレスをご記入ください。） (アドレス) http://
製造品による分類 (あてはまるものに○をつけて下さい。複数選択可。)	(1) 完成品製造事業者 (2) 部品又は素材（建設資材を除く。）製造事業者 (3) 建設資材製造事業者

注意事項 ホームページアドレスは、和歌山市ホームページ内からのリンク先となります。

2 製品又は資材の情報

<p style="text-align: center;">製造品による分類 (あてはまるもの<u>1つ</u>に○をつけて下さい。)</p>	<p>(1) 完成品製造事業者 (2) 部品又は素材(建設資材を除く。)製造事業者 (3) 建設資材製造事業者</p>
--	---

分類番号		製品又は資材の品目名	備考
大分類	小分類		

注意事項

- 1 2製品又は資材の情報は、「製造品による分類」1つにつき1枚ずつ記入してください。
- 2 本社又は本店を市外に有する場合は、市内の工場で製造している品目のみを記入してください。
- 3 分類番号は「製造品による分類」により、別表第1から別表第3までに従って記入してください。
- 4 品目名は和歌山市ホームページ内に掲載されますので、できるだけわかりやすい名称を記載してください。
- 5 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権に関して法令に定められた権利の帰属について、法律上の争いが生じているものについては登録できません。
- 6 本制度への登録をもって、市が当該市産品及び製造を行う事業者に対し、認定、許可、認可、推薦、後援、その他の資格や品質保証を与えるものではありません。また、本制度をきっかけに発生した受発注等の取引については、当事者同士の責任において行うものとし、市は何ら関与いたしません。